

特定調達品目及び判断の基準の検討の考え方（案）

1．特定調達品目の検討の対象外とするもの

- 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- 既に十分に普及しているもの

2．現時点では特定調達品目とすることが困難であるが、将来的な候補として継続的に検討するもの

(1) 物品等の一般的事項について課題があるもの

- 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項について不確実性が残るもの
- 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高いもの

(2) 環境負荷低減効果について課題があるもの

- 環境負荷低減効果について不確実性が残るもの
- 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が困難なもの
- 環境負荷低減効果の評価方法についての科学的知見が十分に整っていないもの

* 特に、公共工事に関する提案については、環境負荷低減施策としての評価方法がまだ十分に確立していない工法、目的物、制度・仕組みについては、その扱い及び評価方法等を含め今後継続的に検討することとした

(3) その他

- (1)(2)について、現時点までに十分な情報収集が行えなかったもの
 - * 特に、提案数の多い分野については、出来るだけ環境負荷低減効果が大きいと考えられるものから検討を実施した
- なお、現行の特定調達品目の判断の基準の引き上げに関するものについては、本年度の調達実績を確認した上で検討することとした